

ハタヒ了百六九号

〔為正表〕

臨時軍法會議所決定書

ハタヒ臨時軍法會議(軍檢察官)

目下十七ノ刑務所ニ拘禁中ノ

一 池田省一

当五十八、日本広島市出生(明治三五一。一)日本陸軍大佐

二 三橋弘

当三十九才、大阪府 出生(明治四一。二)軍属大

佐相当官

三 岡田慶治

当三十七才、広島県福山市出生(明治四三。二)陸軍少佐

四 河村十代松

法 務 省

当四十六才、愛知縣春日井市 出生(明治三四。六)陸

軍少佐

五 村上類蔵

当五十八才、福岡県藤上郡 出生(明治三三。九。二八)

陸軍少佐

六 中島四郎

当四十八才、佐賀県杵島郡 出生(明治三五。二。二)

陸軍大尉

七 石田英一

当三十九才、茨城県水戸市出生(大正七。三。一八)陸軍大尉(停)

八 A

当四十四才、宮城県 出生(明治三六。二。四)曹長

九 古谷 出蒙

当四十四才、東京府大塚市出生(明治四〇。一。九)軍属

一〇 下田真治

当三才、和歌山県東牟婁郡出生(大正四二〇元)軍属

一 木村本雪雄

当二四下、和歌山県有田郡八幡村出生(大正一三二二四)軍属

一 二 葛木健次郎

当三八才、山梨県北都留郡出生(明治四三二二五)軍属

以上の被告人等に關する本件の調書を閲覧し、一九四六年(昭和二一)官報才四七号「戦争犯罪審判法才九条及ハ次条に照す」ときは、此ら被告人は前記調書に基き、戦時中一九四四年(昭和一九)蘭領印度に於て下の各項に記載する戦争犯罪行為につき、その責を負すべしとは明白である。即ち

才一 被告 池田省一

昭和一九年三月四月の間、スマランの *Wakam* 將校の恥にあつたが、かゝる日本軍当局によつてスマラン所在のスマランオースト、カンダハン、ハルマヘラ並びにアムバラワ所在の才四及ハ才六の各收容所に抑留され、以て一團約三五名の婦人を連れ出し、スマランに於て「將校クラ

法 務 省

「スマランクラクラ」日の丸」及び「双葉社」等の慰安所において、自己の統制下にある軍人及び軍属を相手に賣淫すべしと強制し、かつ強姦を行つた戦争犯罪を犯した。

才二 被告 三橋弘

昭和一九年二月二九日、少くとも昭和一九年二月中或は夜、スマランに於て指定慰安所「將校クラクラ」において、丁・A・オヘルネ等の婦人に對し、腕力を用ひて強制的に性交を強行した。

才三 被告 岡田慶治

昭和一九年二月二六日、少くとも一九年二月中、スマランの *Kaitan* 將校代理の恥にあつたが、かゝる日本軍当局によつてスマラン所在のスマランオースト、カンダハン、ハルマヘラ並びにアムバラワ所在の才四及ハ才六の各收容所に抑留され、以て一團約三五名の婦人と、スマランに於て「將校クラクラ」スマランクラクラ「日の丸」及び「双葉社」等の慰安所に連行して賣淫を行つた。賣淫を肯んせざるも對しては、強制的にこれを行かせた。

4. 昭和一九年二月十九日、少佐として十九年二月甲の或る白昼、*Walden* 将校代理の取にあつたが、スマランの慰安所として指定されてゐた將校クラブにおき、*Walden* 項記載の婦人等をして賣淫と行わせ、しほしほ慰安所が肉交を求めて同クラブを訪れる日々に對し、各自自由意思でその小と拒絶した場合には、彼等等の家族に最も恐怖するやうな攻撃を以て報復すると威嚇した。

5. 昭和一九年二月十九日、少佐として十九年二月甲の或る夜、*Walden* 項記載の婦人等と、同クラブを訪れる日々に對し、腕力もふりつて、強制的に性交を強んだ。

6. 昭和一九年三月四月の間、*Walden* 項記載の將校代理の取にあつたが、*Walden* 項記載の婦人等と、將校クラブ、スマランクラブ、日の丸、及び「*Walden*」等の慰安所に宿泊させ、自己の統率下にある軍人及び軍属を相手に賣淫を強制し、かつ強姦を行ひ、戦争犯罪を犯した。

7. 河村代松
昭和一九年三月四月の間、少佐として、スマランの士官訓練

法 務 省

此校指^道揮^道の副官として取にあつたが、かねて日本軍当局にらつてスマランのスマランオースト、カンダハン、ハルマハイウ並かにアムベラウのオ、オ、オの各收容所に抑留されて、同一団約三五名の婦人をして、自己の統率下にある軍人及び軍属を相手に賣淫を強制し、かつ強姦を行つて、戦争犯罪を犯した。

オ五 被害 村上類蔵

8. 昭和一九年三月四月の間、軍醫監督官の取にあつたが、スマランのヘーランにある「ホテル・スプリング」(後にホテル・スプリング)と改称)構内にある当時「將校クラブ」と稱してゐた慰安所に、強制賣淫と行われ、目的で宿泊せしめて、婦女人等に対し、不当な行爲を加え、必要なら「医療並みに薬品を施せ、不健康な衛生状態の下に生活せしめ、
9. 昭和一九年三月四月の間、スマラン士官訓練校軍医部の監査軍医官であつたが、かねて日本軍当局によつてスマラン所在のスマランオースト、カンダハン、ハルマハイウ並かにアム

バラウ所在の才四、才六各收容所に抑留されて一國約三、五名の婦人をスマラン指定の慰安所「將校クステレ」の九、及び「青雲社」に宿泊させ、自己の統率下にある医官と相手に強制的に賣淫法行為を行わせしむ。

才六 報告 中島四郎

2. 昭和一九年二月三月及四月の間、軍医監督官としてスマラン駐屯の日本將校を以て將校相當の地位にある軍馬の專用として指定されて、當時の稱呼「將校クステレ」として慰安所に賣淫法を強制する目的を以て宿泊せしめておつた婦女子に対して、不当な待遇を加へ、付帯する医療並に薬品を施與せず、彼女等を以て不健康なる衛生状態の下に生活せざるを得せしむるに。

3. 上述記載の時期と場所におき、H. J. リンネルなる婦人に対し、腕刀を以つて強制的に性交を強行した。

法 務 省

才七 報告 石田英一

昭和一九年二月二三日二四日二五日及二六日頃、少くとも一九年二月中、日本のみならず、日本軍に勤務する外国人で自己の統率下にある者をも相手に賣淫法行為を以せしむる目的を以て、スマラン所在のスマランオースト、カンダハン、ハルマヘイラ並にアラバラウ所在の才四及才六各收容所に抑留中の婦女子を強送し、その送後したる婦女子を、日本軍当局の命に依り恥辱を遂行するに任じ、右目の下に、スマランのカナリランに宿泊させ、慰安婦としての指導を行ひ、賣淫法を行わせ、その意思なき者には強制的にこれを強制せしむる。

才八 報告 A

昭和一九年二月三月及四月の間、「スマランクラブ」と稱する慰安所において、スマラン婦人 E. リンケンブルフに対し一。回、二回以上を以て、腕刀を以つて、強制的に

性交を営んだ。

才九被告 古谷 出蔵

昭和十九年三月三日及び四日之間、スマランのヘーラーンにある「ホテル・スマレンシヤ」當時「スマラン・クラブ」と称した慰安所の経営者であつたが、日本軍当局によつて同所に宿泊せしめられたりして約七名の婦女子に対し賣淫を強制し、もし彼女等がその慰安所を訪れた日本人の性交を拒絶した場合には、しばしばそれらの婦女子を殴打した。

前項記載の時期及び場所において、ルン・ボラダネラーを以て少女に対し、腕力をふるつて強制的に性交を営んだ。

才一〇被告 下田 真治

昭和十九年三月及び四月の間、スマランのキヤン・バルクにある當時「青雲社」と稱して、この慰安所の経営者であつたが、この日本軍当局によつて宿泊せしめられたりして約七名の婦女子に対し、同慰安所を訪れた日本人と性交を営んだ。この場合には、兵卒専用の力等を慰安所に住みかゝることを強要し、賣淫行為を強制した。

才一被告 木村 雪雄

昭和十九年三月及び四月の間、ベラカン・カホンにある先の支那ホテル、後に「ホテル・デュ・ハビロン」、當時は「日の丸」と稱した慰安所の経営者であつたが、約一名の婦女子に賣淫を強制し、もし彼女等が同慰安所を訪れた日本人に対し性交を拒絶した場合に、復讐を以て彼女等の家族を収容所に拘置すると威嚇した。

此項記載の時期及び場所において、ドリエル等の婦女子に対し、腕力をふるつて強制的に性交を営んだ。

才二被告 高木 健次郎

昭和十九年三月及び四月の間、スマランの当時「將校クラブ」と稱して、この慰安所の経営者として、かねて日本軍当

法 務 省

局に於て宿習せしめられ、ハ右の婦女十は對して強制的に賣法を行つた、此レ彼女等が同慰安所を訪れ、日本人に性交を拒絶し、場合には、兵卒專用の湯等慰安所に住み替へせしめ感嚇した。

以上の如キ、強姦、賣法を強制するに於て連行、強制賣法、並に前記すべし婦女子に對し肉体的にも精神的にも多大の苦痛を惹き起すに至らしむは不当な待遇等は、此レも一九四六年(昭和二十一年)官報第四五号戰爭犯罪處理令(第四條以下)に於て處罰されるべきものとあり、ウオラクルーグスト街にある高等法院構内に設置してあるハタヒア臨時軍法會議に、本件審理の如き前記被害者人等(女在者果(三)名附託す。

審判日 一九四八年(昭和二十三年)一月二十六日

法務省

ハタヒア 一九四七年(昭和二十二年)二月二十二日

軍檢察官

丁・テイブイク